

鋼船規則

規則

A 編

総則

2015 年 第 2 回 一部改正

2015 年 5 月 8 日 規則 第 26 号

2015 年 2 月 2 日 技術委員会 審議

2015 年 2 月 23 日 理事会 承認

2015 年 4 月 22 日 国土交通大臣 認可

2015 年 5 月 8 日 規則 第 26 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

A 編 総則

1 章 通則

1.2 船級符号への付記

1.2.4 船体構造・艤装

-24.を-25.に改め、-24.として次の1項を加える。

-24. 居住衛生設備規則 3 編 1.1.10 の適用を受けた船舶については、船級符号に“*Noise Code*”（略号 NC）を付記する。ただし、各区画の騒音レベルが同 1.1.10(1)にいう本会が
適当と認める騒音レベル以下でない船舶にあっては、“*Noise Code J*”（略号 NC J）とする。

-245. その他本会が必要と認める場合、船級符号に特別の付記をすることがある。

附 則

1. この規則は、2015 年 5 月 8 日から施行する。